平成２２年（フ）第２８９号
大阪市生野区生野東３丁目６番３号
債務者　山中ふみ子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６号
兵庫県伊丹市堀池２丁目６番15―102号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南１丁目５番19号　せせらぎ荘２Ｆ11号
債務者　長澤　智代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８８号
兵庫県伊丹市昆陽泉町６丁目２番10―２号
債務者　樋口美智世
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４号
兵庫県伊丹市野間北２丁目９番２号
債務者　辻本希勢子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１号
高知県四万十市具同1516番地
債務者　秋森　由香
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２号
高知県宿毛市中央７丁目３番31号
債務者　柴岡　　幸
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第２９３号
福島県郡山市緑ケ丘西１丁目２番地の７
債務者　内藤　喜吉
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
福島県郡山市朝日１丁目６番８号　メゾントータルⅡ101号　大原方、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字針生向20番地の５
債務者　芳賀　富子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
福島県郡山市久留米１丁目15番地の12　大内アパート６号
債務者　鈴木　　努
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
千葉県流山市平和台５―９―１　ブライトリィ・平和台102号室
債務者　小澤　　明
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２号
千葉県野田市上花輪1239番地の９
債務者　岡田　和也
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘１丁目９番地の８　岡野ハイム205号
債務者　中澤　正雪
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３４０号
神奈川県横須賀市浦郷町１丁目35番地
債務者　田中　優彦
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４９号
神奈川県横須賀市大矢部２丁目12番４号
債務者　正野　晃生
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３６１号
神奈川県横須賀市林２丁目12番２号　ハイツモリＡ
債務者　増田　光明
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１５４号
佐賀県唐津市肥前町納所戊306番地２
債務者　井上　ナナ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１６２号
佐賀県唐津市鏡2139番地
債務者　池田　秀美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部